

設 備 契 約 条 項

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

契約条項

- 第1条 乙は、この委託業務を表記履行期限内に別紙仕様書、その他関係書類に基づき完了しなければならない。
- 第2条 乙は、甲の保有する設備について、甲が正常な状態で使用できるように保守を行い、装置各部の障害発生予防に努めるものとする。
- 第3条 保守に要する消耗品など当然必要なものは、仕様書に定めのある場合を除き、すべて乙の負担とする。
- 第4条 乙は、通常の保守の範囲を超える事故点を発見したときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示により修理するものとする。
- 2 前項に要する経費は、この契約に含まないものとする。
- 第5条 乙は、期限内に委託業務を完了することができない理由が発生したときは、その都度、遅滞なくその理由及び影響日数等を明記して届け出、甲の指示を受けなければならない。
- 第6条 乙は、天災事変、その他やむを得ない理由により、期限内に委託業務を完了することができないときは、その理由を明記して期間延長の願い出をすることができる。この場合において甲は、その願い出を相当と認めたときは、これを承認することがある。
- 2 前項の願い出は、期限内にしなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。
- 第7条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。
- 第8条 乙は、この委託業務について契約書又は別紙仕様書、その他関係書類に明記されていない事項でも、委託業務の性質上、当然必要なものは、甲の指定する係員(以下「財団係員」という。)の指示に従い、乙の負担で実施するものとする。
- 第9条 乙は、委託の一部又は全部を完了したときは、ただちに完了届を提出し、甲の定める検査しなければならない。
- 第10条 契約金額は、前条の検査を終了した後、乙からの適法な支払請求書を受理した日より、30日以内に支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することがある。
- 2 甲は検査に合格した既済部分に対して、完了前に代価の一部を支払うことがある。
- 第11条 乙は、期限内に委託業務を完了しない場合は、契約金額に延滞日数1日につき「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条の規定による割合で計算して得た金額(100円未満の場合は除く。)を違約金として甲に納付しなければならない。
- 第12条 乙は、委託業務の履行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。
- 第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この委託業務の内容を変更し、または履行の中止をすることができる。
- 第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は当該履行部分に対する契約金額相当額を支払うものとする。
- 第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 乙が、期限内に契約を履行しないとき、または履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 乙又はその代理人もしくは使用人が正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。
 - (3) 乙又はその代理人もしくは使用人が契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
 - (4) 前各号の外、乙又はその代理人が、この契約条項に違反したとき。
 - (5) 前条に定める場合の他、乙から契約解除の申し出があったとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除したときは、乙は、甲に契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納入するものとする。ただし、正当な理由による乙からの申し出に基づき契約を解除したときは、この限りでない。
- 3 この契約解除は、第11条の規定による遅延違約金の徴収を妨げないものとする。
- 第16条 甲は、この契約の履行期限が当該年度を超える契約である場合、2年度目以降における甲の収支予算について減額又は削減があったときは、契約を変更又は解除することができる。
- 第17条 契約締結後において、天災事変、その他の不測の事態に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じて、甲又は乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更することがある。

- 第18条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。
ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 第19条 乙は、この契約条項の他に公益財団法人江東区文化コミュニティ財団契約事務規程を遵守するものとする。
- 第20条 この契約書の各条項もしくは別紙仕様書、その他関係書類の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書及び仕様書等に定めのない事項については、誠意をもって甲乙協議のうえ、定めるものとする。